

産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会（第2回）

議事録

日時：平成24年3月28日（水曜日）10:00～12:00

場所：経済産業省別館10階1014号会議室

議題

1. 工業用水道政策に関するアンケート結果について
2. 報告書（案）について
3. その他

議事内容

○成瀬産業施設課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会の第2回を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきましてありがとうございます。

まず、本日の委員会につきましては、議決の条件である過半数の出席をしていただいておりますので、それをご報告申し上げます。

また、本日は平川委員の代理として住友金属工業の飯吉委員代理に出席していただいております。

それでは、小泉委員長に議事進行をよろしくお願いしたいと思います。

○小泉委員長

皆様、おはようございます。ただいまより第2回工業用水道政策小委員会を開催いたします。

まず、議事に入る前に、経済産業省より配付資料の確認をお願いいたします。

○桑山工業用水道計画官

では、お手元の資料の確認をさせていただきます。

座席表に続きまして、本日第2回小委員会の議事次第がございます。そのところに配付資料一覧がございまして、資料1から13までということでご用意しております。番号は資料の右肩上にそれぞれ1から13まで振っておりますので、ご確認をしていただきたいと思います。

以上です。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。資料に不備などがありましたら、経済産業省の職員へお申しつけいただければと思います。

それでは、これから議事に入らせていただきますが、本日の会議も前回と同様に公開とさせていただきますと思います。資料、議事録概要につきましては、後日ホームページ等で公開されますので、あらかじめご承知おき願います。

では、これから議事に入りたいと思います。今回の議事は、各検討課題についてのアンケートの結果と報告書骨子（案）ということです。

まず、経済産業省より今回のアンケート結果を説明していただきます。その後、将来の工業用水道事業のための基本的な対応について委員の皆様にご議論いただき、それを踏まえ、各検討課題への対応を再度ご議論いただきまして、その内容を報告書骨子（案）に反映していくということで進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず初めに、アンケート結果につきまして経済産業省から説明していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○桑山工業用水道計画官

では、お手元の資料3で、アンケート結果について御説明させていただきます。

アンケートは、全国の工業用水道事業者とユーザー企業にお願いしました。回答率は事業者が94%、ユーザー企業は、各事業者のもとにユーザー協議会というものが全国45組織されておりますが、そこから約半数あり、委員として参加していただいております業界団体からとあわせて680を超える事業所からご回答いただきました。

最初に検討課題1、資産維持費の導入についてですが、事業者は導入に賛成が約6割で、加えて条件つきで導入に賛成を合わせますと、9割を超える方が基本的に賛成との回答です。

一方で、ユーザー企業は、同じように導入に賛成、条件つきで導入に賛成ということで合わせると、基本的には4分の3が賛成ということですが、ただ、条件つきで導入に賛成が6割を超えるという結果でした。

3ページに、その条件について聞いています。

責任水量制の見直しとあわせて導入すべきが選択1、前回もご説明しましたが、事業者が不断の経営努力をし、経営の状況を公開し、加えて、適切な計画を作って、それをきちんとユーザー企業に説明して了解を得るといった3つの前提を満たすことが選択2、そして、その他となっておりますが、事業者からは2番の回答が4割を超えていたが、ユーザー企業も、同様に2番の三原則を条件とするのが7割を超えていました。

ただ、その他ということでいろいろ意見があり、それを次の4ページにまとめています。

事業者からは、その運用について、強制的に資産維持費を導入するものではないということを示してほしいとか、算定方法は全国一律としないようにしてほしい、あるいは資産維持率については、ある数値を決めるということなく実情に合わせた設定ができるよう

にしてほしいなど、この運用について柔軟に対応できるようにしてほしいとの意見がありました。

その他、そもそも資産維持費というのがよくわからないという意見とか、その意義をきちんと説明してもらわないと自分たちがユーザー企業に説明できない、あるいはこの資産維持費が原価償却費との二重回収にみえるので、その点も明確に説明してほしいという意見がありました。

一方で、ユーザー企業からの意見が多かったのは、資産維持費というのは内部留保するが、その用途について明確にしてほしい、また、それを定期的にユーザー企業に開示する、そのようなことを明文化してほしい、あるいは、この資産維持費を赤字補填には使わないということが必要という意見が多くありました。

次の質問3ですが、質問1で反対と答えた方に対して、その理由を聞いています。

事業者の回答は、必要な経費だとしても、いずれは値上げにつながる可能性があり、将来の企業誘致に悪影響が出るとか、資産維持費と減価償却の違いがわからないので、企業の理解が得られないとかの意見でした。ただ、反対した事業者は、基本的に、今は非常にうまく事業運営をされており、将来の更新に必要となる財源もそれなりに内部留保されているところが多く、今の段階で資産維持費を導入する必要性があまりないことから反対したと思われます。

一方で、ユーザー企業からは、ほとんどが、将来の値上げにつながるからやめてほしい、という反対意見でした。

また、その他としては、前回、事務局からの説明で使っていた、全国50年間の更新事業がベースとなっていて、将来50年先はよくわからないので現実的ではないという意見とか、やはり資産維持費の定義とか使い方がよくわからないから反対というような意見でした。

次の質問4ですが、今回、資産維持費以外に算定要領の改正ということで、算定期間を長期化するという改正をしたり、あるいは現在改正中の公営企業会計基準に整合させるような改正もするので、それについて意見を聞きました。

事業者からは、ほとんど意見なかったのですが、ユーザー企業からは、7割から意見ありということで、その意見が次の7ページにあります。ユーザー企業からの意見が多かったのは、算定期間について長くするという事は、逆に自由度が下がるのではないかという指摘でした。また、長くすることによって、ユーザー企業の意見を反映する機会が減ることにもなり、長くするのはどういうことかという意見でした。

事業者からは、算定期間についてはできる限り柔軟に対応できるようにしてほしいという意見がありました。さらに、みなし償却の廃止につきましても、料金の引き上げにつながらないようにしてほしいという意見がありまして、これは経理の処理の仕方が変わるということで、実質的には料金に影響は出ないのですが、そのあたりの説明の必要性も感じ

られました。

次は、課題 2 の責任水量制の整理についてです。

事業者は、契約水量の見直しを含む実給水量に応じた料金徴収制度への移行について、そのタイミングは料金改定にあわせてやればいいのかという回答が 7 割ぐらいであり、1 割は、検討してユーザー企業と協議すべきだという回答でした。

一方で、ユーザー企業は、1 番の検討して協議をしてほしいといった回答が 85% ということでした。

次の 9 ページで、ぜひ検討してユーザー企業と協議すべきと回答していただいた方に聞いています。今回新しい制度に移行することで、企業間の得失差が生じる可能性があるのですが、それについてどう考えるかと聞いています。1 番は、事業者の情報開示が納得できるならば、これまでよりも料金の支払いが増加する企業が出たとしても、やはり実給水量に基づく制度に移行すべき、2 番としては、いや、今以上に増加する企業が出るならば、変えずに現状のままがいい、3 番として、そういった企業への影響がなるべく出ないような環境が整うまで待つべきと言う選択肢です。

事業者からは、ほぼ同じような率での回答があったものの、一番多かったのは 1 番で、負担が増加する企業があったとしても、やはり制度を移行すべきではないかという意見です。ユーザー企業からは、圧倒的に 1 番の回答が多くありました。

次に、事業者がこういった新しい制度に移行を検討することが可能となる条件とか状況をどう考えるか聞いています。事業者からは、事業者の健全な経営の確保を原則として、さらに次のようなことが必要との回答です。内容としては、これをやることによってユーザー企業に値上げが生じるとか利害の得失が生じることをきちんと理解してもらうことが必要ではないか。あるいは、利害得失の調整が実際できるということが必要だ、一方で、事業者とユーザー企業の応分の負担のルールの整備が必要、そして、企業の経営状況が厳しいので、もう少し景気回復して使用水量を増やすことで、条件が満たされるのではないか、あるいは、既に 20 の事業では二部料金制を導入しているので、その成功事例が共有されるのが必要ではないかという意見でした。

一方で、ユーザー企業の意見で非常に多かったのは、事業者から経営状況をきちんと開示してほしい、その上で企業と協議をすることが必要だとの意見でした。具体的には、徹底した経営努力をしていて、結果として料金が最低限になっていることをユーザー企業に示してほしい、本音でぜひ議論したい、どのように値上げになったり利害得失が生じるのか丁寧に説明してほしい、あるいは、いろいろなシミュレーションをやって、ユーザー企業間の得失が最小になるようなことを示してほしいという意見がありました。

さらに、ユーザー企業からは、移行によってユーザー企業の負担が増加しないような環境整備を事業者をお願いしたいという意見とか、やはり事業者の健全な経営が維持されることが重要なので、それに向けたご努力をしてほしいというような意見がありました。

検討課題3の新しい補助制度について、まずは、産業立地加速化のための補助制度についてどのように考えるかということで質問しており、事業者、あるいはユーザー企業からも半数を超えて、こういった制度は重要ではないかという回答でした。

次のページに、事務局で提示した要件について意見がありました。具体的には、事業者からは、大規模では3年というのは厳しいので、5年ぐらいの期間が相当なのではないかという意見があり、ユーザー企業からも同様の意見がありました。あとは、要件をなるべく緩和して、使いやすい制度にしてほしいという意見でした。

当方から提示しているもの以外の要件をお聞きしたところ、ユーザー企業からは、無駄な投資とならないよう、ある程度の規模の企業の誘致が確実に実施されるということを経験として盛り込むべきではないかという意見もありました。

次の質問9で、施設の耐震化等加速化に関する補助制度についてどう考えか質問し、このような制度は妥当であるという意見、あるいはもう少し別の要件も加えたらいいのではないかという賛成の意見が非常に多くありました。

次の14ページに、その意見をまとめています。事務局の要件案は、規模要件を廃止し、10年以内に現状の耐震化率を50%引き上げという耐震化目標を掲げ、それに向けて努力する事業者を応援する、あるいは、補助の対象となる部分というのは1.5円以上のコスト増分に対して助成するということですが、事業者からは、50%の引き上げとなると非常に大きな事業をしないとなかなか到達できないので、事業規模による要件を考慮すべきという意見がありました。また、1.5円のコスト増分につきましては、やはり耐震化工事によるコスト増分というのは、補助制度の趣旨を考えて対象とすべきではないのかという意見、あるいは通常の更新よりも割高となるような事業費については対象とすべきではないかという意見がありました。

ユーザー企業からは、10年で50%の引き上げといった相対的な数値目標だけではなくて、絶対的な数値目標も定めるのがいいのではないかという意見がありました。あとは、もっと要件の緩和をしたらいいのではないかという意見でした。

それから、次の15ページに耐震化等の「等」に何を含またらいいかということで質問しています。事業者のほうからは、災害時に効果がある配水管路の二重化とかバイパス化も対象とすべきである、あるいは近接事業者間の連絡管の整備も入れるべきだとか、省エネ設備の更新ですとか非常電源の設備についての助成、さらには、次の課題でもありましたけれども、災害用の備蓄資材についても補助対象とすべきではないかという意見がありました。

ユーザー企業からも、今回の教訓を踏まえまして、やはり非常用発電施設はどうしても重要なので、そのための整備はやるべきだとか、近接事業者間の連絡管の設置についても対象とすべきだという意見がありました。

次の16ページですけれども、当方から提示した2つ以外の補助制度ではかに何か必要

なものがありますかということで意見を聞いていますが、事業者のほうからは、ダウンサイジング等の事業の効率化に資するような工事への補助制度もつくってほしいという要望がありました。また、ユーザーのほうからは、同じように事業の合理化への補助制度が要るのではないかという意見がありました。

次に、検討課題4ということで、施設更新・耐震化のための指針とアセットマネジメントの指針について意見を聞いています。基本的には、事業者からは意見なしというのが多かったのですが、ユーザー企業は6割が意見ありということでして、その内容を次の18ページでまとめています。

ユーザー企業からは、指針の作成のときにユーザー企業もちゃんと参加するようにしてほしいという意見が多くありました。また、追加する項目として、事業者の情報開示すべき項目であるとか、ユーザー企業の理解を得るための手続に関する項目も入れたらいいのではないかという意見がありました。事業者からも、それについては同じような意見がありまして、それに加えて、実際、施設の耐用年数を延命化するような内容も入れるべきではないかとか、小規模の事業者でも使えるような指針にしてほしいといった意見がありました。

それから、課題5ですが、災害時の全国の応援体制の構築ということで意見をいただいております。当方から提示した案について、主には、窓口の一本化をすることによって、より組織の簡素化を図るべきということ、あとは経済産業局の位置づけについてどうするかということでありまして、次の20ページで意見をまとめていますが、基本的には、地域の協定があるところとないところとで同じような連絡窓口にすべきではないか、経産局を窓口の一本化とするような体制にすべきという意見がありました。

備蓄の融通についての意見をいただいております。21ページです。これについては、工業用水道の事業者だけのデータベースというよりも、製造メーカーも参加し、また上水道の事業者でも同じような資機材を備蓄しているので、こういった方々との連携を深めたような制度、システムが一番効率的ではないかという意見をたくさんいただきました。具体的には、次の22ページにまとめています。

最後に、検討課題6ですけれども、技術の伝承ということで意見をいただきましたが、ユーザー企業から、自分たち企業も技術の伝承というのは非常に課題になっているということで、自分たちが取り組まれている意見をいろいろいただいております。

具体的には、次の24ページですが、どうしても職員数が限られるという状況になっているので、1人の職員の多機能工化を進めるような教育をやっていますという意見をいただきました。

一方で、事業者のほうからは、いろいろなところで研修をされることがわかったので、そういった情報をとりまとめるようなことを日本工業用水協会とかにやっていただくとあ

りがたいという意見もありました。

アンケート結果は以上です。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。ただいまアンケート結果についてご説明いただきました。

それでは、当委員会として、今後の工業用水道事業のあり方について、どのような方向性で対応すべきか、これから皆様にご議論をいただきたいと思っております。まずは、今後の安定した工業用水道事業のための基本的な対応につきまして、経済産業省より説明をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○成瀬産業施設課長

今、アンケートの結果を説明させていただきましたけれども、基本的に前回のご議論、それからアンケートの結果を踏まえて、資料4ですが、今後の工業用水道の安定供給のための基本的な対応ということで、委員に共有できるような方向性をご議論いただければと思っております。

現状については、ご案内の通り、工業用水道事業は40～50年経過して老朽化が進んでいるということ、先般の大震災によってもかなり甚大な被害があるということ、それから、産業構造の変化によっても利用率が低下する方向にあるし、水道事業者の事業環境も財政の逼迫とともに厳しい状況にあるという状況であります。そういう中で、課題にありますように、いかに更新、耐震化をしていくかというのが大きな課題ではないかと思っております。

基本的な対応としては、必要な耐震化、更新というものに対して、できるだけコストは最小限にしていきますが、どうしても必要なコストは当然負担しなければいけないわけですので、その負担を事業者とユーザーでフェアにというか、公正に分担していくというのが基本、大きな考え方になるのではないかというのがこのペーパーの趣旨です。

そのために、まさに国の役割と書いてございますけれども、施設とか耐震・更新の指針、後ほど詳細をご説明しますけれども、例えばどういった項目について情報開示すべきかとか、それは事業者のみならずユーザーサイドもあるのかもしれない。それから、いわゆる財務的な情報についても、BS、PLのみならず資金調達等々を含めた情報開示なり、アセットマネジメントを国のほうでガイドラインとして提示しつつ、まさに前回ご議論いただき、アンケートでも答えていただいておりますけれども、資産維持費というものを導入して、料金算定の幅を広くしていく、また柔軟化させていくことが重要ではないかと思っております。

いずれにせよ、具体的なケースはその地域地域というか、個別地域の事業者とユーザー企業との信頼関係に基づく協議、話し合いによって具体的な料金制度が決まるだろうと思っておりますけれども、そのための受け皿というか、制度設計を国としてはしていきたいという

ことです。

簡単ですが、以上です。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様より意見等を伺いたいと思います。挙手していただければと思いますが、いかがでございましょうか。松尾委員、お願いします。

○松尾委員

対応のところの文章ですけれども、文章にこだわるわけではないのですが、「将来にわたり低廉豊富な工業用水の安定供給」という表現になっております。もちろん安定供給ということ、あるいは安価であるということは条件だと思えますけれども、今はサイズに合った、縮小化も含めてという議論をしている、要求が非常に多いということも踏まえまして、「豊富な」という表現が必要かどうか、そういうことを織り込む必要があるかどうかということは、少し議論したほうがいいのではないかと思うのです。

○成瀬産業施設課長

もっともなご指摘だと思います。これは、ご存じのように昭和33年に制定された工業用水道事業法の目的に併せて、こう書いているのですけれども、当時の高度成長期でどんどん水が要る工場に対応するため、低廉かつ「豊富な」用水の供給と言うニュアンスが出てしまうのは事実です。一方で、ご指摘のように、今やどんどん水をつくればいいという時代ではなくて、どちらかという、需要自体が下がっていく状況の中で、低コストというのは当然あるかということは我々も認識しておりますので、この表現についてはまた別途考えたいと思いますが、認識としては共有させていただきたいと思います。

○小泉委員長

よろしいでしょうか。

○松尾委員

はい。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。そのほかいかがでございましょうか。村瀬委員、お願いします。

○村瀬委員

総論ですので、私も用語の使い方なのですが、対応の一番最後のところの事業者

とユーザーの役割ということで、下から2行目、事業者とユーザー企業が相互に納得した料金徴収方法とするための検討と課題ということで、「料金徴収方法」という用語が使われているのです。この後もずっと全体でこれが使われているのですけれども、料金の徴収ということではなくて、事業に投下した費用をどういう形で事業者として回収して、ユーザーが負担していただくかということだと思います。料金徴収方法というと、幾らにしましょうか、どんなふうにしましょうかという課題がちょっと小さくなっているような気がしますので、料金制度をどうするかとか、そのようなことでとらえていただければと思うのです。

○成瀬産業施設課長

ごもっともなご指摘ですので、変えたいと思います。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。そのほか、いかがでございましょう。よろしいでしょうか。

では、一応こういった基本的な対応ということで、語句のところは今後修正することにいたしまして、基本的な内容につきましてはご理解いただいたということにしたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、次のところに入ってまいりたいと思います。こういった検討課題への対応については、後でやっていきますけれども、委員の皆様からの意見が報告書の骨子内容に反映されますので、いろいろとご議論をよろしくお願いいたします。

それでは、検討課題1ということで、料金算定要領の見直しにつきまして、経済産業省より説明をよろしく申し上げます。

○桑山工業用水道計画官

では、今ご議論いただきました全体的な対応のあり方にに基づき、先ほどご説明させていただきましたアンケートでいろいろ意見をいただいておりますし、また、1回目の委員会でも資産維持費の考え方についてはもう一度整理すべきではないかというご指摘もありましたので、そういった全体的なことを踏まえて、事務局としてこういった形で資産維持費を整理していったらいいのではないかとということで、ご提示させていただきたいと思えます。

まず、資産維持費の導入について、どういった意味なのかとか、意義はどうかというご質問もいろいろあったのですが、その整理をする前に、そもそも今、事業者の状況が工業用水道を50年やってきてどのようになっているのか、その状況下で更新をどのように対応していくのかという、整理をしたいということでお示ししています。

資料5ですが、まず、50年前につくりました資産ですけれども、当然つくった資産に基づいて減価償却を行って、その費用を内部留保した上で、将来のさらなる更新費用に

充てていくというのが基本的な立場であるのですが、ただ、そこにありますとおり、減価償却費だけでは財源としては非常に不足するという状況になっています。なぜかという、工業用水道施設自体は法定耐用年数が45年とありますけれども、非常に長くて、建設当時と現在を比べますと物価だけでも5倍以上上昇しているという中で、50年前につくったものの資産価値をベースとした減価償却費では、新しい更新のための財源は到底難しい状況になっているということ。さらに、今後行う更新につきましては、もちろんその規模をどうするかというのはいろいろと議論すべき点ではありますが、施工費用という観点でみると、施工環境は悪化し、高機能化もしなければいけないということで、施工費用も過去に比べると増加することになります。

また、これまで国として工業用水道施設の設置のために国庫補助金として約6,000億円ほど交付してきているわけですが、この国庫補助金として交付した部分については、工業用水道の事業ではみなし償却として扱っていますので、補助金分は減価償却対象になっておらず、料金で回収されていません。そのような理由から、減価償却費ということだけでは財源を確保するのがなかなか厳しい状況になっています。

さらに、各事業に当たっては、最初のスタート時にいろいろな施設をつくるわけですが、基本的にはその財源は企業債などの借入金で賄っているということから、その返済が必要になるわけですが、その返済財源に料金で回収した減価償却費を充てているところが多いという状況でありまして、結果として、今、内部留保はどうなっているのか調べてみますと、約7割の事業において欠損金とか1億円未満の内部留保しかできていない状況になっています。

もちろん、それ以外の事業については1億円以上の内部留保もできていて、先ほどアンケートでもお話ししましたが、将来の更新費に対する財源を確保している事業があるのも事実です。

さらに、今の算定要領では事業報酬という費目で料金の中にも含めることもできるのですが、実態上はそれがなかなか料金に見込めないような状況になっています。前回ご説明させていただいたとおりです。

そうしますと、今後、施設の更新をしなければいけないというときに、どうしても財源が必要になるわけですが、財源の不足分をすべて企業債などによる借入金で賄ってしまうと、将来の支払い利息が大幅に増えてしまうことになり、結果として料金水準の上昇を招くということになってしまいます。

そこで、今回提示させていただいているわけですが、将来の施設の耐震とか更新に当たり、事業者も、ユーザー企業にとっても、負担を最小とすることが重要であることから、必要に応じてこの資産維持費を導入できるようにすることで、料金制度の柔軟化を図るのが今回の趣旨です。

裏のページに資産維持費についても一度整理しております。資産維持費とは何かということで、将来にわたって必要な規模で事業を維持できるよう、関連する施設の建設とか改良、あるいは再構築に充てる費用ということにしております。ただ、これまでの説明で

すと、この中に「企業債の償還」ということも含めておりました。ただ、企業債の償還を含めると、過去に発生している施設に対する減価償却との関係では二重回収になるのではないかと、赤字補てんに使われるのではないかとというようなこともあるので、これは対象外とすべきではないかという意見がありました。アンケートにもそのような意見もありましたので、これについては定義から外すかどうか、ぜひ皆様方にご議論いただきたいと思っています。

それから、資産維持費の意義はどうかということで、先ほどご説明したとおりなのですが、すけれども、財源不足が発生したときに、それをすべて借入金でやってしまうと、結果として工事の総費用がふえてしまって、ユーザー企業の料金水準を引き上げることになりかねないので、前もって徴収するという形で資産維持費を入れることによって、総工事費の抑制をすることができるし、結果として料金水準の引き上げもそれほどしなくてもいいということになるというのが意義です。さらに内部留保された資産維持費については利益剰余金という扱いになって、総括原価から控除することになりますので、結果として減価償却費との二重回収にもなりませんし、さらにそれをすることで料金単価の平準化も図れます。また、前もって耐震化を進めることで、もしも地震が起こった場合には、その被害を低減できます。そのようなことが資産維持費の意義に当たると考えております。

その導入については、先ほどもご説明しましたし、前回もご説明しているとおりに、事業者はその①から③のことをしっかりとやっていただくことを前提にするというようにしています。

資産維持費の運用ですけれども、これについては、これまでご説明しているとおりに、各事業の背景とか経営面、施設面の運用状況が全く違いますので、必要となる更新、耐震化も将来の工業用水の需要によって事業ごとに異なるということになります。なので、本当に必要な施設の更新、耐震に当たって、資金源を確保する1つの策として、この資産維持費を導入するというので、もちろん各事業において本当に資産維持費が必要かどうかというのを判断していただければいいと考えます。必要だということはそういうものが使えるといった制度の幅を広げるというのが今回の趣旨なので、運用もそのようにする考えです。なので、算定要領は改正を行いますけれども、これをやったからといって一律に資産維持費を導入する必要があるということではありませんし、料金の改定をすぐやるというものではありません。

最後、資産維持費の算定ですけれども、これまでの説明では対象となる施設に資産維持率を掛けて出すという言い方だったのですが、それだと率を全国一律に決めるというような誤解を生じさせるのではないかとということなので、あくまでも計画を踏まえた適切な資金計画に基づいて算出されるものです。このような形でもう一度資産維持費というものを整理したいと思っております。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明内容につきまして、委員の

皆様から意見を伺いたいと思います。いかがでございましょうか。どうぞ、松尾委員、お願いします。

○松尾委員

資産維持費のところでは企業債の償還を入れないほうがいいのではないのでしょうかというのは私のほうで申し上げたのですけれども、やはり利用者側の要望としては、もちろん三原則である経営効率化とコスト構造がどうなっているかということも含めてちゃんと知りたい。それから、ダウンサイジングということを含めて計画が適正であること。もう1つは、この資産維持費が目的に合った利用がなされることという要望が非常に強く出されております。

将来にわたる計画に対して使われるべきである、さらに、適切な計画に使われるべきであるという意見が非常に多くあります。企業債の償還となりますと、いわゆる減価償却と同じということになりますし、それが将来にわたる償還に使われるというようにはとりにくく、過去のものに対する償還に使われるというようなイメージになってしまうのではないかと思います。目的を明確にするという意味では、企業債の償還ということは入れないほうが利用者側の理解を得られるのではないかと考えております。

○小泉委員長

どうもありがとうございます。そのほか何かございますでしょうか。どうぞ、村瀬委員、お願いします。

○村瀬委員

今回、資産維持費の導入の三原則ということで、1番に不断の経営効率化努力と経営状態の公開ということで、私ども事業者としての責務が示されていると思うのです。経営状態の公開ということなのですが、私が聞いてはいけないのかもしれませんが、ユーザー企業からみて、事業者の経営状態の公開というのはどのような形を望まれているのか。経営状態の公開という言葉ですと、収支がどうなっているというところから、バランスシートがどうだとか、かなり広い意味があると思うのですが、そのあたり、自分のところのお客様と直接お話しさせていただいて出せばいいかとは思いますが、公営企業として例えば地方公営企業法で会計の制度が見直されていくような中で、こういうところを事業者としてユーザーにお示ししなければいけませんよとか、ある程度ガイドライン的なところを国のほうで示していただくと、ユーザーさんと事業者がまずそこからスタートするようなことで話が前に進みやすいかなと思いますので、そんなところをご議論いただければと思います。

○桑山工業用水道計画官

それぞれの指針の作成に当たっては、事業者とユーザー企業にちゃんと入っていただい

て、どうなのがいいのかというのをいろいろご議論いただいて決めていくことだと思っ
てはいるのですが、とりあえず我々事務局の案としてこのような項目があり得るのではな
いかということでお示ししているのは、資料11のところですよ。

これは後ほどご説明させていただこうと思っているところではございますけれども、そ
この施設更新・耐震対策指針の中に、こういった項目を入れるべきではないかというこ
とで1回目で事務局案ということでご提示していて、さらに加えて、今回のいろいろな意見
も踏まえ、まず事業者が情報公開すべき項目としては、例えば、組織の体制、業務予定量、
今やられている、あるいは今後予定される更新とか耐震化の事業の内容と、それに対して
幾らぐらいの費用がかかっているか、あるいはかかる予定かということとか、一般的な財
務状況ということでバランスシートでありますとか貸借対照表といったものです。さら
には、事業の評価というのをいろいろされると思うのですけれども、その評価自体がど
うなっているのかとか、こういったものを公開すべき項目として入れるのではないかと
考えています。ただ、事業の状況は個々に違いますので、そういったのは実際に意見を頂
きながら決めていきたいと思っています。

一方で、将来の適切な工業用水道の規模を考えたときに、将来、各ユーザー企業はど
のような工業用水道の使われ方をするのかという情報も重要ではないかという意見もいた
だいておまして、そういった意味では、ユーザー企業からも、例えば将来の需要に影響を
与えるような設備の変更でありますとか、それをいつやるのかというような情報も出して
いただくということが、両方で事業の適切な規模を決めていくことになるのではないかと
思っています。なので、こういったものも例示として挙げさせていただいておまして、
ぜひご議論いただければと思っています。

○小泉委員長

よろしいでしょうか。

○村瀬委員

はい。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。そのほか何かこの検討課題1、資産維持費導入のため
の整理、資産維持費というこの概念ですかね、これは新しいものだと私は思いますし、当
然なければならぬものだと思っておりますので、こういったことで進めて行くというこ
とでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。では、順次進めてまいりたいと思います。今日いただ
いたいろいろな意見は報告書へ反映させてまいりたいと思っております。さかのぼってま
もとへ戻っても結構だと思っておりますので、引き続きまして、料金改定の説明をよろしくお願
いします。

○桑山工業用水道計画官

検討課題1のところ、今は資産維持費のご説明だったのですが、その他、算定要領の改正の中に、料金算定の期間を我々の案では現在「原則3年」というのを「標準的に5年」としたらいかかということでご提示したのですが、先ほどのアンケートにもありましたとおり、長期化をすることに対してどうかという意見がありました。なので、資料6ですが、その点をもう一度整理して考え方をお示しして、ぜひご議論いただきたいと思っています。

まず、今の算定要領では「原則3年」としているのですがけれども、その理由は、基本的には原価を構成する要素をよりの確にどういう状況になっているかと把握するには期間が短いほうがいい、一方で、料金の安定性を考えると長いほうがいい、というところの均衡点で、「原則3年」ということで今までやってきました。さらに、そもそも高度成長期の状況ですと、物価の推移もそこそこ変わるとか、将来需要の見通しも結構変わったりするということがありますので、3年を原則として料金改定することがいいのではないかとこのようにしてきたところです。

一方で、今、そのような状況でもないということでありまして、長期化したほうがいいのではないかと考えたわけですがけれども、その際、いろいろメリットとデメリットがあります。メリットとしては、事業者の視点では、長期化することで安定した収益が得られるので、それに基づいて事業計画をいろいろ立てることができる。なので、みずからの裁量による自由度が高まるからメリットがあるのではないかと。事業者がつくられている経営計画は5年とかそれを超えるものが多いので、それと統一するのが望ましいということでありました。

さらに、このメリットのもう1つの点として、これまで3年ということやってきますと、実態上、毎年何かしら料金の改定に係る作業を事務方でやっているようなことになっていたということなので、長期化することで算定の作業が軽減されて、事業者の作業効率化とかコスト削減につながる、ひいては料金の低減にもつながるので、長期化するのがいいのではないかとといったものでした。

ユーザー企業からも、長期の安定した料金水準によって安定した経営計画が立てられるので、いいのではないかとという意見もありました。

ただ、デメリットとして、アンケートの意見ですが、需要見込みの確実性が下がる、あるいは、長期化することでその間、その事業に参入する企業とか撤退する企業が出てくる可能性が高まるということから、企業間の費用負担の不公平性が出るのではないかと、また、事業経営へのユーザー企業からの意見を反映する機会が減ってしまうのではないかなど、そのようなところがデメリットではないかといわれているところです。

ただ、我々としては、これまで「原則3年」という言い方をしていたのですが、「標準的に5年」という「標準的」という言葉を使おうと思っていまして、これは、事業者に算定期間の柔軟性をもたせてやっていただくことが重要ではないかということで、「標準的

に」という言葉に変えようと思ったというところです。

○小泉委員長

資料7も併せてお願いします。

○桑山工業用水道計画官

資料7ですが、算定要領自体の新旧ということで、今回の改正箇所お示ししたものです。赤字のところは前回お示しした内容ですけれども、いろいろ意見があった、また資産維持費の考え方を整理したというところもありますので、今回、青字で追記しています。

具体的に追記したのは、3ページ目で、資産維持費の説明を、誤解が生じないようなわかりやすい形で修文したのと、特に算定についても、資産維持率ではなくて、あくまでも適切かつ効率的な計画に基づいて算定するものだと直しております。

また、減価償却費との二重回収になるのではないかという意見もあったので、控除項目ということで、資産維持費をそもそも算定するためには、適正かつ効率的、効果的な事業計画を立てなければいけないわけですけれども、それに基づいて算定されたものが利益剰余金になるとしていて、この利益剰余金は控除項目になるので、総括原価から引かれることとなり、その残りを対象として減価償却費を算定するので、そもそも二重回収にはなりませんとしています。

あと、下の料金の決定のところは、みなし償却を廃止することで技術的に計算方法が変わりますので、それ関連した修正をしています。

最後のページでは、施行をどうするのかというところですが、これも移行時の適用を明確にすべきであるということで、移行時にどのように扱うかというところを追記しています。

検討課題1は以上です。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。料金につきまして、今までは3年だったものを、「標準的に5年」ということでお考えいただいているということです。また、それに伴って料金算定の要領改正案、これも同時にご説明いただきましたけれども、この内容につきまして何か意見等ございますでしょうか。

○桑山工業用水道計画官

すみません。1点追加ですが、先ほど松尾委員から、資産維持費の使途として企業債の償還については入れないほうがいいのではないかという意見があり、それに対するご意見もなかったのですが、算定要領の新旧では、資産維持費の説明ぶりを前の案のまま書いていますが、企業債の償還は削除するということにしたいと思います。

○小泉委員長

いかがでございましょうか。村瀬委員、お願いいたします。

○村瀬委員

今日の資料にはないのですが、骨子のほうには少し触れているのですが、資産維持費の導入については事業者のほうの任意ということでやるのだよという、基本的な原則というように書かれています。今まで補助を受けて事業をやる者としては、料金算定要領が補助事業上の承認をいただいて補助をいただくというような形になっていようかと思えます。これから制度が補助金から交付金に変わった中でのこれからの制度の適用になろうかと思えますが、やはり事業者としては国の交付金補助をいただいて事業をできるだけ安価な形で、ユーザーに転嫁しないような形でやりたいというところはあるのですが、この資産維持費の導入が交付金の制度の中で承認という形が続きますと、任意だよという話の中で補助事業では強制的な形になろうかと思えますので、これの適用については少しご検討いただければ幸いかと思っております。

○桑山工業用水道計画官

確かにこれまで我々からの補助金だったのが交付金という形になったのですが、基本的に算定要領自体は地方公共団体が事業者の場合はガイドライン的な扱いということなので、そこは参考ということにはしていただくのですが、やはり今回、基本的なあり方という中で議論したように、事業者とユーザー企業がお互い一緒になって事業を将来にわたってどうしていくか考えていただくということですので、補助金が交付金に変わりはしますけれども、国の財源からそこは助成させていただいているということですので、そういった観点から、新しく資産維持費を導入する際はそういったところをきっちりやっただいているというところは、国としても確認させていただく必要があると考えています。

将来的には、制度として非常に安定してきて、特段もう国として承認をするまでもなく、そういった事業の運営がきちっとこの三原則に基づいてされていくということになってきた場合には、対応を考えていくべきではないかと思えますが、ちょうど制度の移行期というか、新しく制度を入れるということでもありますので、そのあたりは制度の安定性が図られる状況になるまで、現状のままのような扱いでいきたいというのが我々の考えです。もちろんご議論いただいて、こうあるべきだということは言っていていただいて結構だと思っております。

○小泉委員長

この件に関しまして何かほかにご議論ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほか、何かございますでしょうか。——よろしいですか。

では、松尾委員、お願いします。

○松尾委員

ユーザー側としては、どちらかというところを長くすることに対しては反対意見のほうが多かったと私は理解しているのですけれども、それは3年間のところのメリットとして、安定した料金水準により安定した経営計画というような、これはあくまでも事業者側のメリットでありまして、ある意味では利用者側として、ユーザー側としてはそこはデメリットになる可能性もあるということ。それから、逆に、昔よりも現在のほうがより経済の変化、あるいは事業の変化というのはスピードが上がっておりまして、それにどう対応するかという意味では、むしろ短いほうがいいというのがユーザー側の考えだと思っております。

そういう意味で、どちらを選んでもいいと。それはユーザーと事業者が協議をして決めればいいということですから、あえてこれまでの文章を変える意味があるのかなという気がしているのです。これまでの中身でも原則3年間として、これは適正な期間を設定できるとなっておりますので、5年というようにこれを変えた意味があるのかなとユーザー側としては思うので、そのままでいいのではないかとというのがユーザー側の意見です。

○小泉委員長

どうぞ、石井委員、お願いします。

○石井委員

これも私が言うべきことではないかも知れませんが、ほかの公益事業の料金算定期間は、ほとんどが5年から7年、あるいは10年になっています。3年だと非常に弾力的かつ状況に応じて変えられると思われるのですけれども、むしろ逆なのです。というのは、3年の料金算定期間というのは、公営でやっていますから、公営事業というのは利益を出さなくていいわけで、収支とんとんであればいいのです。そうすると、1年目は利益を出して、2年目はゼロ、そして3年目は赤字と。それで3ヵ年を足してプラマイゼロになればいいというのが、従来どおりの算定期間3年の考え方なのです。

ところが、3年になりますと、赤字になって、すぐにまた今度財政計画をつくって、事業予測をやって、料金算定の申請をやり、そしてまた議会でもんでもらってやらなければいけません。それこそタイムギャップというか、先ほどもご指摘ありましたように、申請書類をつくるだけでも相当の書類で、膨大なコストがかかります。それから、期間もタイムギャップがあって、なおかつユーザーサイドからみるとしょっちゅう変えられてしまうということになります。今は要するにデフレの状況ですからこういう状況なのですけれども、先ほど計画官からも説明がありましたように、物価が上がったり変動した場合には、しょっちゅう変えられてしまうということになりますと、むしろ利用者とかユーザーサイドにとっては、安定した経営計画が立てづらくなります。そして、料金水準の曲線もなだらかなほうが当然ユーザーサイドにとってもいいわけです。今回の工水の場合には、ユーザーが限定されていますので、そこでは相対でいろいろお話をする余地もあるのですけれど

ども、通常の不特定多数を対象とするような公益事業の場合には、個別のユーザーの意見を聞く余地はありません。

実際、高度経済成長のときには3年ごとに料金が変わっており、料金が引き上げになっていました。ですから、利用者とかユーザーサイドからみれば、料金カーブはできるだけなだらかなほうが対応しやすいというのは通常のやり方です。費用曲線もそうなのですが、乱高下したら、それこそ事業としても予測が立たなくなってしまうということになりますので、今回、この工水の分野が算定期間を長期化するというのは、わずか2年なのですが、一番遅れていた事業分野が世間並みになるということです。5年といっても5年でプラマイゼロにするという平準化で、すぐまた作業をやらなければいけないというようなことになると、決して長くはないのです。ですから、思い切って算定要領も算定期間を、標準的などという文言が入っていますし、5年というのは一番短い状況の中で入れてもらったということは、むしろ私は大きな成果であって、遅ればせながら、世の中に合った対応が図られたというような状況だと思います。

以上です。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。いかがでしょうか。私も3年というのはそれまで余り知らなかったのですが、こんな数値があるのかと、そんなふうに思っている次第でございます。大体5年かなとは思いますが。ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。どうぞ、飯吉委員代理、お願いします。

○飯吉委員代理

私も石井先生と一昨年からずっとワーキンググループでこの話をさせていただいて、やはり私も個人的には5年、あるいは5年以上でも十分かなと思います。こういう工業用水道設備は、資料5にもありましたけれども、法定耐用年数が45年と、普通、我々鉄鋼もそうですし、発電設備も15年ぐらいが法定耐用年数で、3年ぐらいになってから健全性をチェックするのですが、工業用水の場合、耐用年数との考え方を重視すれば、やはり料金改定5年以上、あるいはそのぐらいでも十分かなと考えております。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

では、一応標準的ということですので……どうぞ、お願いします。

○松尾委員

これまでの改定というものが事業者側の努力なり経営状況というのがオープンにされなかったという意味で、5年は長過ぎるというイメージがあると思うのです。ただし、今回の場合は、事業者側の努力状況、あるいは経営状況というものをオープンにするという意

味で、その内容がユーザーも含めて議論できるということだということのように理解しておりますので、そういう意味では、あわせてということで5年でもいいのではないかとはいえません。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。では、またそういった方向で少し報告書のほうでまとめてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして検討課題2ということで進めてまいりたいと思います。責任水量制の整理につきまして、これも経済産業省より説明をよろしくお願いいたします。

○桑山工業用水道計画官

お手元資料の8と資料9です。資料8は、アンケートの意見でもありました、あるいは第1回目でも意見としていただきましたけれども、今、二部料金制を導入している事業者がどのような状況でそれを導入して、今どういう状況にあるのかという情報をシェアしたいということでしたので、我々からアンケートを出させていただいて、とりまとめた結果です。

資料8の一番最後のページをあけていただきますと、基本的な状況ということでもまとめてありまして、いつ頃二部料金制度を導入したかとか、準備期間にどれぐらいかかったとか、導入した前後で料金単価がどのようになったかといったようなことです。特に年数としては平成15年から導入したところが増えています。準備期間としては2年から3年が多く、シミュレーションをやったり、ユーザーへの説明をやったり、それを踏まえて料金改定の作業をしたりということ、それぐらいの期間はどうしてもかかるようです。料金単価の比較について、料金がやはり増えましたという方、あるいは料金は変わらなかったという方は同数でした。その他は、最初から二部料金制を入れたという事業です。

中央部は、各事業ごとに固定費と変動費を振り分けるわけですがけれども、どういった費目に対してどのような割合でやっているのかというのをまとめたものです。前回もご報告しましたがけれども、固定費が平均で大体86%、変動費が14%ということですので、固定費はそれなりのパーセンテージを占めているということです。

1ページ目に戻っていただきまして、いろいろとお聞きした結果ですが、特に二部料金制の導入に当たって関心が高い点だけ簡単にご説明しますと、回収できる金額が減る場合への対応をどうしたのかということで、1ページ目の下のところですが、収入減への対応策ということで聞いております。最初、やはり管理費を見直しましたとか、一層のコスト縮減に取り組みましたということで、経営努力を非常にやりましたという回答であるとか、逆に、収入が減るので別の収入源を設けましたという意味では、料金の改定を同時に行いましたということとか、水利権の償却が終わったので、それで一時的に経営が改善したということプラスになったということとか、積極的に新規ユーザーを開拓したということ、で収益がふえた、そのような収入増で対応したという回答。あるいは、導入したが、その

影響は余り大きくなかったという意見もあり、先ほどもありましたように変動費の割合は事業としてみると非常に小さい、その分で減収はしたけれども、大きな影響はなかったとか、使用量が減少し薬剤とか電力費も少なくなるので、事業への影響はそれほど大きなものではないというような意見がありました。

それから、次のページで、これを導入して、結果として企業の利害得失をどのように調整したかというのをお聞きしています。最初は、これまでもご説明したとおり、事業者とユーザー企業の応分の負担をしましたということですが、まずは丁寧な説明をユーザー企業に何度も何度もやり、その上で事業の経営効率化を行うとともに、将来にわたって契約水量の減量をやるとの約束をしたということとか、長年にわたってユーザー企業と非常に良好な関係をつくってきて、企業への配慮をしてきたので、そういったこともあってうまく導入ができたという回答がありました。あるいは、できる限り影響が大きくなるような調整をしたというような回答も幾つか寄せられました。料金体系が変わっても各企業で負担増にならないように、導入前の料金と導入した後の料金が同じになるようにしたとか、料金の引き下げを実施したことで、トータル的に負担はなかった、あるいは、大口のユーザー企業に影響が大きくなるということになるので、そういった方々に対しては特別の料金単価を導入するなり調整を行ったということで、大きく影響が出ないような対応をしたという回答がありました。最後は、今までの責任水量制と二部制、両方を用意して、企業に選んでいただくということで、選択制を導入することによって企業の得失差が出ないようにしたというような回答でした。

最後ですが、今後導入を考えられている事業者へのアドバイスということでどういう点があるかお聞きしています。これについては、やはり料金の改定と同時にやると、経営の悪影響も出ることなく、また企業のニーズにも応えられるので、これが効果的という意見。あるいは、これをやると圧力変動に伴う漏水とか濁度などが起こる可能性が出るので、維持管理の技術的な面が結構難しくなるとか、将来需要を見越す必要があるが、なかなか需要が増えないということになるので、シミュレーションをするときに地域の特性とか今後の需要を慎重に検討するのがよいという意見。あとは、やはりどうしてもユーザー企業と何度も意見交換するなり、ご説明するということが必要になってくるので、まずは協議会などの組織で十分意見交換した上で、丁寧に各企業ごとに説明するというようなやり方が重要というようなアドバイスでした。

資料9ですが、この責任水量制の整理ということで、こういった方向でとりまとめていきたいという事務局の案です。

まずは、事業者はユーザー企業の要望にこたえるため、契約水量の見直しを含む実給水量に応じた料金徴収制度への移行について検討することを期待します。

料金の徴収方法の変更につきましては、事業者とユーザー企業の双方にとって負担が最小となるような更新計画とか、それに係る資金計画を検討する際に、あわせて移行の検討をするというのが現実的ではないのでしょうか。

ただ、そうするに当たっても、まずはユーザー企業が事業者の経営状況を的確に認識し

ていただくことが出発点であるので、事業者は従前にも増して情報開示に心がける必要があります。

また、この前もご提示しましたし、今、既に導入されている方からの情報もあったのですが、いろいろなやり方がある、例えば固定費と変動費の設定の仕方とか、それにかかわる単価の設定の仕方とかを変えることで、いろいろなケースが出ますので、幾つかシミュレーションを作成して検討されるのが望ましいということです。

「なお」としてございますけれども、新しい制度への移行の障壁として、事業者の収入減をどうするのかとか、企業間の得失差の調整をどうするのかというところが挙げられるわけですが、先ほどのアンケートにもありましたけれども、ユーザー企業は、基本的に事業者の情報開示の内容が納得できるのだったら、今まで以上に料金が増える企業があったとしても、やはり移行すべきだという意見が非常に多かったですし、事業者もその意見が最も多かったわけです。そういったことを踏まえると、もちろん一部の企業に大きなダメージを急激に与えることは避けるべき、激変緩和すべきであるものの、やはり使用者が使用した分だけ支払うという原理原則にのっとって、そういった方向に制度を導入できないかということを、事業者の責務として丁寧にユーザー企業に説明する努力は継続すべきである。そういったような方向でまとめたいと思っているところであります。

以上です。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明内容につきまして、委員の皆様より意見を伺いたいと思いますが、いかがでございましょうか。どうぞ、長岡委員、お願いします。

○長岡委員

単純な質問なのですが、資料8の一番最後の表で固定と変動費の割合がありますが、この中で、⑦の「その他の維持管理費」というのが金額的に大きいようなのですが、その内容を教えてください。わからなければ、後で結構です。

○桑山工業用水道計画官

今、個別のデータを持っていませんので、後ほど回答させていただきます。どうもすみません。

○小泉委員長

どうぞ、お願いいたします。

○飯吉委員代理

我々が責任水量制の撤回をずっとこだわっていたのは、要するに料金体系の中身が全く

わからないことです。当然、議会等を通じてある程度の結果というか、そこら辺は教えてもらうタイミングはあったのですけれども、基本的に、例えば今年度幾らとか、それだけで料金がぽんと提示されて、我々もそれに基づいて予算編成等を行うのですけれども、要するに、中身がわからなかったというのが1点で、それに対して二部料金制になれば多少はこういう形できちっと中身が開示されますので、それはそれで非常にありがたいなと思っています。

したがって、結果的には二部料金制度でも86%が固定費で残りが変動費ということで、86%のうち減価償却と金利負担が半分ぐらいを占めています。ただ、残りの半分は維持費とかいろいろな中身がきちんと開示されるということであれば非常に助かりますので、ぜひこれは責任水量制を見直すという非常にいいタイミングだと考えています。

○小泉委員長

どうもありがとうございます。そのほかいかがでございましょう。どうぞ、村瀬委員、お願いします。

○村瀬委員

先ほども冒頭、料金徴収制度ということではなくて、料金制度をどうするかということの議論かと思っていますが、対応方針案の表現について少し確認したいのです。

一番下から3行目から始まる場所ですけれども、「使用者が使用した分を支払うという原理原則に則り」という表現が、読み方によって非常に意味が深いところがあるのです。前回も私は申し上げたと思うのですが、工業用水は注文生産的なところが基本的にはありまして、地域の需要を想定してある程度の申し込みをいただいてつくっていくということでは、使用者が使用した分というのは施設のことかな、今の資本費の部分をきちんと支払っていただくことというように考えますと、責任水量制が妥当だというような読み方になります。

これは、事業者側の勝手な読み方かもしれませんが、この「使用者が使用した分を支払うという原理原則」というところが、地方公営企業法が適用される事業の中では、ほかの水道ですとか病院ですとか交通などは一般の需要に対してやる事業でありまして、その料金設定と、工業用水というどちらかという受注生産的な事業では、料金の投資と費用の回収についての考え方が少し違うかと思うのです。

責任水量制が全ていいとは私も思ってなくて、基本的には私どもとユーザーの方々が現在の施設及び資産維持費の導入というような形で将来の施設を維持していくか。その施設を維持していく中で、そのときどきの需要者がどういう形で費用を負担するかという問題かと思っています。そういうことで、この責任水量制を見直していくのだよという全体的な方向性には別に異論はないのですが、最後の「使用者が使用した分を支払うという原理原則に則り」という読み方が非常に意味が深いなと思って、今読んでいるところです。

事業者として料金というのは非常に難しいところで、固定費が八十数%を占めていて、変動費がほとんどないという世界で、例えば二部料金制にしても、ユーザーに製品原価の中で占める工業用水の割合は余り変わらないと思うのです。ただ、工業用水の料金が責任水量制で全部支払っている状況か、あるいは従量制の部分があるかということが大きな課題かと思うのです。そこら辺のところを私どもがお客様の思いをどういう形で反映していくかというのは課題かと思っていますが、この書きぶりが事業者としてはきついなと思っています。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。では、波多野委員、お願いします。

○波多野委員

横浜市は平成13年度から二部料金制を導入しております。平均では86と14ということなのですが、横浜市は固定費92と変動費8というような形でやっています。これについては制定時にユーザーの方々と研究会を開いて承諾されているので、現在でも評価されているかなとは思いますが。

ただ、確かに「使用した分」というような書き方はちょっと気になるのと、あと、1行目の「契約水量の見直し」となると、ここがやはり根本にかかわってくるので、二部料金制の部分だけなら議論するのはよろしいかと思うのですけれども、「契約水量の見直しを含む」というところまで大きく表現されると、どうなのかなとちょっと気になるところで

○小泉委員長

どうもありがとうございました。そのほかよろしいでしょうか。

ただいまの「使用者が使用した分を支払うという原理原則に則り」という文言、それから「契約水量の見直しを含む」といったところの文言について、また後日、事務局のほうでご検討いただいて、それで最終案にもっていきたいと思います。

では、時間の関係もございますので、検討課題3に入ってまいりたいと思います。新しい補助制度の創設につきまして、これも経済産業省より説明をよろしくお願いします。

○桑山工業用水道計画官

お手元の資料10です。当方から提示させていただいた2つの補助制度ということで、その要件とかについて、太字で書いているのが意見をいただいたところです。

最初の産業立地の加速化については、短期間にとということで3年以内ということでご提示したのですが、3年ではちょっと短過ぎるのではないかという意見がありました。

それから、工業用水道施設の耐震化等の加速化に関するものについて、耐震化目標のところ、10年以内に現状の50%の引き上げとしたのですが、事業規模によってはこの

50%というのは困難なので、規模による場合分けが必要ではないかという意見がありました。また、1.5円分のコスト増の部分については、それを緩和してくれという意見があったわけですが、ただ、これについては資産維持費という新しい料金の制度を入れることとの制度的なデマケはやはり必要だと思っています。

それから、意見として、地震の発生確率が高いと言われているところを優先的に対象とすべきではないかというような意見もありました。

それから、耐震化等で読むような事業、つまり対象となる事業の範囲ですけれども、基本的には施設の耐震化工事ということです。ただ、更新についてもできる限り読んでくれというような意見があったのですが、これは耐震化につながるような更新工事も当然ですけれども、含めるといのように理解しています。一方で、管路の二重化とかバイパス化、あるいは近接事業間との連絡管の設置、非常用電源施設の設置、そして省エネ施設の設置、災害用備蓄資機材の整備ということについても含めるべきではないかというような意見をいただきました。

この新しい補助制度ですが、これは事務方の話になって恐縮なのですが、当然新しい補助制度をつくらなければならないならば財政当局と協議をしなければいけないということになります。今回いろいろ意見をいただいているところについてはできる限り反映したいとは考えていますけれども、ある程度限定的な制度設計をせざるを得ないところは理解いただいた上で、我々としてできる限りのご要望を踏まえられるような形にしていきたいと思っています。

以上です。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。今、耐震化の話も出ましたので、ちょっと時間が押しておりますので、検討課題4も一緒にご説明いただいて、施設更新・耐震化指針、アセットマネジメント指針の策定ということで、両方をあわせてご議論いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○桑山工業用水道計画官

資料11です。先ほどお話しさせていただきましたけれども、今回のアンケートで出ましたとおり、特に指針の作成には事業者のみならずユーザー企業もちゃんと参加して、お互い合意の上でこういった指針をつくるべきではないかということでありましたので、ぜひそのような形でさせていただきたいと思っています。

それから、具体的な項目ですけれども、耐震、あるいは更新の指針のところでは、先ほどご説明した情報公開に関する項目も入れるべきだということですし、企業からの理解を得るための手続というところで、こういったタイミングでそういった情報を開示するのがいいのかも入れるべきだという意見もありました。また、施設の実耐用年数の把握とか、延命化のような工法についても提示すべきではないかという意見がありました。

一方で、アセットのほうでは、マクロマネジメントを簡単に行えるシートとか、ミクロマネジメントへ発展させる手法についても検討してほしいという意見もありましたし、規模の小さい事業者でも使えるようなものを念頭に置いた作成をしてほしいというような意見でありました。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。それでは、検討課題3と4ということで、資料10、11につきまして、ただいまの説明内容について何かご質問、意見ございましたらよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでございましょう。どうぞ、石田委員、お願ひします。

○石田委員

指針に関してなのですが、工水の事業というのは施設整備した後、耐用年数に合わせて責任水量制の範囲の中で企業の皆さんに料金収入の中から負担していただくというシステムで、その費用をだれがどう払うかというのは非常に明確だったのですが、今回、資産維持費とか責任水量制についての検討を踏まえますと、今後、かなりわかりにくくなる可能性があります。そういうことですので、事業者とユーザーの間で施設整備費の回収方法をわかりやすく明確にすることが必要になってくると考えますので、指針の策定の中でそのやり方みたいなものを検討していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○小泉委員長

貴重な意見をどうもありがとうございます。確かに前を向いてこれからやっていくという話になりますので、おっしゃるとおりだと思いますので、そういったところもぜひ今後検討していくということです。ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょう。どうぞ、波多野委員。

○波多野委員

情報公開というところなのですが、当然やっていかななくてはいけないと思います。むしろ企業さんからもこういうことを出してくださいよと積極的に言っていないのかなとも思うのです。私ども3か月毎にユーザーさんの役員と会議を設けており、年1回は全ユーザーさんと財政研究会をやっています。地方公共団体も積極的に情報提供してユーザーさんの理解を得るといふことと、逆にそういう姿勢もユーザーさんからも出てきたほうがいいのかと思います。

○小泉委員長

どうぞ、お願ひします。

○飯吉委員代理

私ごとで恐縮ですが、うちの会社も昨年の大地震のときに茨城県沖の地震の影響をもろに受けた製鉄所がありまして、そういう意味では耐震とか、今、実際に耐震施工をやっていますけれども、そういうノウハウは幾らでもありますので、ぜひ声をかけていただければ、我々ユーザーの情報は出せるものはすべて出そうと考えております。

以上です。

○小泉委員長

どうもありがとうございます。いろいろな情報というのはたくさんあろうと思いますし、また後日よろしくお願ひできればと思います。ありがとうございました。

そのほかいかがでございましょうか。どうぞ、村瀬委員、お願いします。

○村瀬委員

補助制度ですけれども、これからこういう基本的な考えのもとに制度の設計をされていくということだと思いますが、今現在の工業用水の補助制度は、改築という部分で私ども非常にお世話になっているところがありまして、こういう大きな方針のもとでの話かとは思いますが、私どもこれからの事業の改築について補助等の期待をしているところでもございますので、制度設計の中で、今まで考えていただいたような改築の部分についても、地震、あるいはこういう産業立地加速的なかたちで読み取れるような形でご配慮いただければ大変ありがたいかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○小泉委員長

どうもありがとうございます。そのほかいかがでございましょう。よろしいでしょうか。新しい補助制度が創設されて、今後、施設更新、あるいは耐震化指針、アセットマネジメント指針、そういったものが策定されていくという方向性で、今までゼロから1ということで工業用水道が整備されてきたと思いますが、この1をどうやって未来に向けてしっかりと確保していくのか、これはなかなか難しい問題だと思っております、そのためのいろいろな話が今回出ているのだと私は思っております。

では、一応そういったことで、今日いただいた意見については、また報告書の中で生かしていきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、検討課題5の災害時における全国相互応援体制の構築につきまして、また説明をよろしくお願ひいたします。

○桑山工業用水道計画官

お手元資料の12ということで、先ほどアンケートでもご説明しましたが、やはり災害があった、被災したところが応援を求めるところの窓口の一本化はすべきだという意見が

ありましたので、これまで地域の協定に入っていないところとか、ないところは応援を求めるときは各地方の経産局に連絡するというようにしていたのですが、地域協定があるところも、その中で対応できないということであれば、局のほうに連絡していただいて、それから工水協にお願いして、派遣を要請する、あるいは我々がサポートするというような形でシステムが動くように変えていきたいと思っております。赤字のところです。

備蓄に関する融通制につきましては、意見として、そういったものを製造しているユーザーであるとか、上水道の事業者とも連携した制度をつくるのが効率的だという意見でしたので、これについてはちょっとお時間をいただきまして、これから製造メーカーとか上水道の方と議論して、どのような効率的な制度がつかれるかというのを検討して、次回でご報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。この相互応援体制はこれから、いつ来るかわからない、いろいろな災害が多い日本という国土ですので、非常にしっかりとまとめていかないといけないと思う次第です。何か意見ございますでしょうか。いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、この検討課題5につきましても、次回いろいろとまた出てくるということで、何分よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

それでは、検討課題5まで来まして、これまでご議論いただいた内容を踏まえて、報告書の骨子案について経済産業省より説明をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○桑山工業用水道計画官

お手元資料の13です。報告書の骨子案ということでとりまとめておりますが、もちろん、今いろいろと意見いただいたところは、それを基本的には反映させていただくような形にしていきたいと思っておりますので、それもあわせてご説明したいと思います。

骨子案ということで、開けていただきますと、目次がありまして、本日、将来の工業用水事業をどのように対応していくのかというところのご議論をいただきましたので、それを総論という形でとりまとめさせていただいて、その上で、各検討課題についてそれぞれどのように対応していくかというような各論という形でとりまとめていきたいと思っております。

それで、内容ですけれども、ページ数では4ページですが、総論部分ということで、工業水道事業の現状ということで、1回目の委員会でもご報告させていただきました、今どのような状況にあるのかというところを書いています。ここでは報告書の中にはデータとかも織りまぜた形で現状について触れて、その上で、将来の事業に向けた課題というのを書いて、そのための対応ということで、国の役割と事業者、ユーザー企業の役割という形

で記していきたいと思います。

先ほど村瀬委員からも意見ございましたけれども、料金の徴収方法ではなくて料金制度という、もうちょっと広い意味合いが出るように文言も変えた形でここは直していきたいと思っています。

それを受けて各検討課題ですけれども、6ページから7ページにかけまして算定要領の改正というところで書いています。

最初は資産維持費の導入ということですが、ここは冒頭説明させていただきましたとおり、そもそも事業者の内部留保というのはどうなっているのかという現状についてご説明させていただいて、それを踏まえて資産維持費を導入するというので、その資産維持費についての内容をわかりやすくご説明するということにしたいと思っています。この中では、意見にございましたけれども、企業債の償還については使途としては入れないということで、削除したいと思っております。

その次、7ページの下、算定期間の長期化ですけれども、これも意見をいろいろいただきましたので、それを踏まえて書きたいと思いますが、基本的には現行の「原則3年」を「標準的に5年」という形にして書きたいと思っています。

その中では、特に対応の部分で松尾委員から意見ございましたが、やはり情報の開示をしっかりとすることによって、そういった長期化に対してもユーザー企業への意見の反映というのも可能になると。そのような点についてもぜひ触れたいと思っております。

みなし償却の廃止でありますとか、退職給付引当金の計上の義務化というのも触れさせていただいて、9ページですけれども、これは村瀬委員からも意見ございましたが、改正した算定要領の位置づけと施行ということを書いていきます。

それで、現状は、先ほどお話もありましたけれども、算定要領の位置づけということで、事業法の17条において、地方公共団体が事業者の場合はガイドライ的な位置づけになってありまして、それ以外の事業者は義務になっています。一方で、工業用水道の補助金の交付を受けた方については承認するための基準、義務になっているということです。先ほどご説明させていただきましたとおり、そもそも位置づけについて、今、局長通達になっていますが、これについては法的な位置づけを明確にするということから、工業用水道事業法の省令、あるいは告示という形で位置づけたいと思っていますし、算定要領の適用につきましては、基本的にはこれまでどおりにしたいと思っています。元々、基準料金制度があったために、補助金の交付を受けた事業者が基準料金以下にすることが義務になっていたわけですが、今回その基準料金制度を無くすこととなりますので、その確認という意味は無くなりますが、補助金の交付が料金を引き下げる効果として機能していることの確認は継続する必要があると考えます。将来的には、より柔軟な対応ができるような扱いをすべきであると考えますが、ただ、制度のある程度安定性がみられるまでの間は、新しく導入する資産維持費とともに、責任水量制の見直しでありますとか、補助制度も入れるという全体的な事業のあり方が、適正に行われることを確保する必要性もあるので、当分の間はそのままいきたいと考えます。

ただ、改正した算定要領が承認基準となることと、新たに導入する資産維持費との関係について、補助金の交付を受けていても資産維持費の導入はあくまで事業者の必要に応じて導入することでよいことをしっかりと書きたいと思っています。

それから、次のページで、責任水量制のところでは、先ほどご提示させていただいた当方の案について、いろいろ意見いただきました。そもそも契約水量の見直しまで踏み込むのかということもございましたし、使用者が使用した分だけという言い方が本当に適切なイメージを与える文章になるのかという意見もございましたので、そのあたりはもう一度事務局で検討させていただいて、案として作成して提示させていただきたいと思っています。

それから、11ページの補助金の制度につきましては、いただいた意見は、このようなことをご要望いただいているということはしっかりと明記したいと思っていますし、工業用水道施設の耐震化等の加速化の補助制度についても意見をちょうだいして、かつまたこの制度の中で見るべき事業というのは、先ほどお示したようなものも含めてやるべきであるというようなことで、まとめたいと思っています。

それから、検討課題4の13ページですが、更新・耐震化指針、アセットマネジメント指針ですけれども、これにつきましてはお示したような形で、ぜひユーザー企業も入って、事業者と一緒にこういったものをつくっていくことが必要であるということでもありますとか、情報開示すべき項目について触れたいと思っています。

14ページのところは、先ほどの全国相互応援体制ですが、ご説明しましたとおり、備蓄に係る融通制度については、これからちょっと時間をいただいて、関係者と協議した結果を踏まえる形で書かせていただきたいと思っています。

最後、技術の伝承のところは、ご提示した内容と、あとはユーザー企業からもこういったことをやるといいというような非常に参考になる意見もいただいていますので、それを加味した形で書かせていただく、そのような方向でまとめていきたいと思っています。

以上です。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。この報告書の骨子案ということで今ご説明いただいたわけですが、この内容につきまして委員の皆様から意見を承りたいと思いますが、いかがでございましょう。では、石田委員、よろしくお願いします。

○石田委員

ちょっと気づいたことで申し訳ないのですが、やはりどういう方向に、将来像的なものという部分がこの構成上ないような気がしていて、今後のあり方が、先ほどの話ではないですけれども、法令の目的になっているというよりは、むしろ国力強化なり、みんなで力を合わせて何かしていかないといけない。そのコンテキストの中でこの検討があるみたいな種類の話が、きっと現状、課題の次向性みたいなのところにあってもいいような気がする

ので、ちょっと考えていただければと思います。

○成瀬産業施設課長

冒頭、私から説明申し上げたように、基本的な方向は、この工業用水道事業が33年に設立されて、もう50年以上たつて、環境が非常に変わっていると。松尾委員ご指摘のように、もう豊富というのではなくて、必要なだけ、低コストというのは当然あるかもしれませんが、そういうのを安定的に供給していくと。地震のある国ですので、耐震化、更新化も進めていかなければいけません。そのコストを必要な分だけ、最小限にして、それをフェアに公平に事業者とユーザーの間で負担していくというのが、多分、大きな基本的な方向であり、そのためにまさにユーザーと事業者の間の信頼関係を一層強くしていただいて、いろいろな情報開示を双方ともにしていただき、いわば一体となって耐震化、更新化等々に取り組んでいただくということが、多分非常に重要ではないかと思うのです。骨子自体はまだ不十分なところは多々あると思いますけれども、そういうのをぜひ次回お示しさせていただいて、また議論させていただくこととします。

かつ、そのために、より具体的に、石田委員ご指摘のあったように、今までは責任水量制ということである意味わかりやすかったというところがあるのですが、そのあいまいな部分、悪くいうとわかりにくい部分が出てくるということですので、一方でフレキシブルにするということは、言いかえれば、どうすればいいのかわからないという部分も出てくるということになりますので、その部分をできるだけガイドラインとか指針といった形で国のほうで、この審議会の中で一定方向性を示すことができれば、このガイドラインに従って、責任水量制の見直しとか資産維持費の導入といういろいろなフレキシブルな選択肢の中から、まさに個々のケースで個々の地域で事業者とユーザーとの間で決めていただくという方向性を、より具体的にこの報告書の中では書きたいと思っておりますので、ぜひ引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

○小泉委員長

よろしくお願ひします。どうぞ。

○総務省笠井公営企業経営室長（オブザーバー）

総務省の笠井です。私のところでは、地方公営企業法の中で一般の水道事業を所管しております。水道事業と工業用水道事業が異なるのはご案内のとおりなのですが、水道事業は一般の住民の皆さん、需要者に対して水道を安定的に供給するということです。工水の場合は事業者とユーザーさんが相対の関係で事業を行っていくという大きな違いがあるわけなのですが、今回、アンケート調査でもそうなのですが、見させていただいてますと、例えば資産維持費につきましては、事業者、ユーザーさんとも多くの意見が出されております。また、導入に反対の意見もありますが、ここら辺のところを今後、明確、丁寧な説明ぶりをしていかなければいけないのではないかと考えております。

それで、今、千葉県企業庁の石田さんの意見もお聞きしましたが、なるほどなと思いました。ということで、できれば、この報告書等ができ上がって、その後どういう形で世の中に出ていくのか、また、報告書が出るまでどのようなスケジュール感をお持ちなのかということも、もしよろしければお教えいただければ助かるなと思っております。よろしくお願いいたします。

○桑山工業用水道計画官

今回は4月24日に予定していますが、そのときに案という形でご提示して、それに基づいて意見をいただくというように思っていますけれども、それまでに案をとりまとめて、各委員には一度見ていただいて、意見をいただいた上で、最終的な案をまとめるというようにしていきたいと思っています。

その後ですけれども、小委員会の報告書という形でとりまとめたものについては、基本的にはパブリックコメントをかけて一般から意見をいただくとともに、算定要領の改正とかを行いますので、そういった制度の改正のタイミングと合わせる形で、今回の小委員会での報告のとりまとめられた内容を、各事業者々、あるいはユーザー企業々にご理解いただけるように我々として説明するというので、今お話があったようなご理解をいただけるような努力というのは丁寧にしていきたいと思っています。

○小泉委員長

ありがとうございます。では、そのほか報告書骨子（案）につきまして何かございますでしょうか。――よろしいでしょうか。石井先生もよろしいですか。

○石井委員

では一言だけ。ありがとうございます。今、各委員の皆様からお話がありましたように、目次の中で、Ⅰ、Ⅱで今後の安定した、それから今後の工水のための対応で、願わくはⅢの最後のところで、今後の工水のあり方、方向性を、簡単で結構なのですけれども、ぜひ入れていただいて、そして、笠井室長さんからもお話がございましたように、工業用水道事業の場合には、法律に基づく事業なのですから、やはり受注的な生産事業、生産産業というような意味合いが強いものですから、そういう中で事業者とユーザーの両方が満足することはなかなか難しいと思いますが、できるだけそこで両方が歩み寄れるような方向性をⅢで出していただければ大変ありがたいと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○小泉委員長

どうもありがとうございます。Ⅲのお話が出ましたので、ぜひよろしくお願いいたします。

○桑山工業用水道計画官

そこをあわせて検討させていただきます。ありがとうございます。

○小泉委員長

よろしく願いいたします。そのほかよろしいでしょうか。

水道も、下水道も皆同じだと思うのですけれども、やはり今世紀、工業用水道ももう一回つくり直すという時代だと思えますし、産業を基盤として日本は技術立国ということでもございますので、こういった工業用水道は非常に重要な施設だと私も思っております。

そういう意味では、今までとはまた違った第一歩を今度踏み出すということになろうと思えますし、ぜひ皆様の意見を集約しながらこの報告書をしっかりとまとめて、次のステップに向かいたいと思っている次第です。

一応こうすることで、ほか、何かよろしいでしょうか。

では、本日ご用意いたしました議事はすべて終了いたしました。先ほどちょっと次回の予告がありましたが、もう一度、経済産業省から今後の予定等事務連絡をよろしく願いいたします。

○成瀬産業施設課長

本日は本当に長時間にわたりましてご審議いただきありがとうございます。本日は貴重な意見をいただきましたので、その意見を踏まえまして答申案を作成いたしたいと思えます。

次回、一応最終回ということで、その報告書案についてご審議をいただいて、とりまとめをさせていただきたいと思えます。

日時は4月24日の15時から17時と2時間で開催させていただきたいと思えますので、お忙しい中、恐縮ですけれども、ご参集よろしく願いいたしたいと思えます。具体的な会議室とか場所につきましては決まり次第、事務的にご連絡させていただきたいと思えます。

以上です。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。本日はいろいろ貴重な意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

以上をもちまして第2回工業用水道政策小委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上